

三重県立こころの医療センターグラウンド及びレクセンター開放要領

1 目的

この要領は、三重県病院事業条例施行規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 13 号）第 8 条に基づき、三重県立こころの医療センターグラウンド及びレクセンターを開放する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとします。

2 開放の趣旨

三重県病院事業庁及び三重県立こころの医療センター（以下「当院」という。）の基本理念に基づき、地域の信頼を得、患者様の早期社会復帰・社会参加を促す一助とするために当院が精神療法に使用する運動施設であるグラウンド及びレクセンター（以下「開放施設」という。）を開放します。このため、開放により行われるスポーツ等は、当院の患者様が自由に見学できるものとします。

3 対象者

当院が開放療法として、津市高茶屋地区内を入院患者様の散歩可能区域とするなどの密接な協力関係を維持してきている特徴を活かすため、同地区自治会に加入している者又は加入しているものが責任者である団体で、当院の基本理念と本要領の趣旨を理解し、「高茶屋地区自治会連合会長が推薦した者又は団体」もしくは「当院が認めた者又は団体」を対象者とします。

4 開放時間

当院の業務に支障がない時間とし、次の時間帯の範囲で当院関係者が使用していない場合に開放します。

場 所	平 日	土 日 祝 日
グラウンド	8 時 30 分～日没時刻	8 時 30 分～日没時刻
	（日没時刻が 19 時以降の場合は 19 時まで）	
レクセンター	—	8 時 30 分～19 時

5 使用申込

- ① 対象者が、当院運営調整部総務課（診療本館 2 階）担当職員へ平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間に開放施設使用申請書（様式 1 号）と高茶屋地区自治会連合会長の推薦書（書式は任意）を提出して申込みを行います。ただし、当院が認めた者については、高茶屋地区自治会連合会長の推薦書の提出は、不要とします。

- ② グラウンドについて、3ヶ月前から予約を受け付けます。(電話予約可能、ただし後日申請書を提出)
- ③ レクセンターについて、2ヶ月前から予約を受け付けます。(電話予約不可)

6 使用許可

申込みにより、当院が決裁の上、適切な内容と認めた場合に使用を許可します。開放施設で行うことができる運動は、次のとおりとします。

グラウンド	球技(ソフトボール、グラウンドゴルフ等)、ランニング、ダンス、その他軽易なスポーツ等
レクセンター	ダンス、その他軽易なスポーツ等(フットサルは禁止)

なお、開放施設にある運動用器具、舞台設備、音響機器等の貸出しは行いません。

7 使用方法

使用者は、善良な管理者としての注意をもって、常にグラウンド及びレクセンターの正常な維持保存に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、使用者が「高茶屋地区自治会連合会長が推薦した者又は団体」であっても、使用に関する責任は使用者にあり、高茶屋地区自治会連合会長は使用に関する責任を負いません。

- ① 必要な鍵を、時間外受付で鍵貸出簿に必要事項記入の上、借り受けて使用し、使用後に返却します。なお、この手続きは、使用時間に含みます。
- ② 使用中の安全管理を行い、使用中に発生した事象の責任を負います。
- ③ 使用後、グラウンドは専用ブラシ等で地面整備、レクセンターはモップで床面磨きを行います。
- ④ 発生したゴミを持ち帰ります。
- ⑤ 使用中の施設・設備等の破損があった場合は、グラウンド・レクセンター器物破損等報告書(様式2号)を提出し、当院に弁償します。なお、弁償方法は当院が指示します。

8 禁止事項

当院は、開放施設使用にあたり次の行為を禁止します。なお、禁止事項を行った使用者に対し、以後の使用を禁止し、場合により賠償を求める事があります。

- ① 申請により許可された内容と異なる使用
- ② アルコール飲料の持込み並びに飲用
- ③ レクセンター内への飲食物の持込み並びに飲食
- ④ 当院敷地内での喫煙
- ⑤ 許可されていない建物への立入り
- ⑥ 19時以降の大声を発する行為や大音量での使用

⑦ その他、当院職員が制止する行為

9 使用料金

使用者は、当院に以下に定める使用料金を納付します。なお、支払方法は、三重県病院事業庁会計規程に基づき、当院が指定します。

施設使用料	無料
照明料	2 時間以内 300 円 (1 時間を超える毎に 150 円加算)

10 要領改定

当院の都合により内容を改定することがあります。

11 開始日

平成 14 年 12 月 1 日からとします。

12 改正日

この要領は、平成 16 年 6 月 1 日に一部改正しました。

この要領は、平成 19 年 7 月 1 日に一部改正しました。

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日に一部改正しました。

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日に一部改正しました。

この要領は、平成 31 年 3 月 20 日に一部改正しました。

この要領は、令和元年 7 月 1 日に一部改正しました。

この要領は、令和 3 年 2 月 1 日に一部改正しました。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日に一部改正しました。

改正内容一覧

番号	改正箇所	改正前			改正後			改正内容																						
1	要領 3	・・・者又は団体」及び「当院が認めた者			・・・者又は団体」もしくは「当院が認めた者			文書修正																						
2	要領 4	<table><tr><td>場 所</td><td>平 日</td><td>土 日 祝 日</td></tr><tr><td rowspan="2">グラウンド</td><td>8 時 30 分～日没時刻</td><td>8 時 30 分～日没時刻</td></tr><tr><td colspan="2">(日没時刻が 19 時以降の場合は 19 時まで)</td></tr><tr><td>レクセセンター</td><td>17 時 30 分～21 時</td><td>8 時 30 分～21 時</td></tr></table>			場 所	平 日	土 日 祝 日	グラウンド	8 時 30 分～日没時刻	8 時 30 分～日没時刻	(日没時刻が 19 時以降の場合は 19 時まで)		レクセセンター	17 時 30 分～21 時	8 時 30 分～21 時	<table><tr><td>場 所</td><td>平 日</td><td>土 日 祝 日</td></tr><tr><td rowspan="2">グラウンド</td><td>8 時 30 分～日没時刻</td><td>8 時 30 分～日没時刻</td></tr><tr><td colspan="2">(日没時刻が 19 時以降の場合は 19 時まで)</td></tr><tr><td>レクセセンター</td><td>—</td><td>8 時 30 分～19 時</td></tr></table>			場 所	平 日	土 日 祝 日	グラウンド	8 時 30 分～日没時刻	8 時 30 分～日没時刻	(日没時刻が 19 時以降の場合は 19 時まで)		レクセセンター	—	8 時 30 分～19 時	開放日時変更 レクセセンター 平日：削除 土日祝日：時間変更
場 所	平 日	土 日 祝 日																												
グラウンド	8 時 30 分～日没時刻	8 時 30 分～日没時刻																												
	(日没時刻が 19 時以降の場合は 19 時まで)																													
レクセセンター	17 時 30 分～21 時	8 時 30 分～21 時																												
場 所	平 日	土 日 祝 日																												
グラウンド	8 時 30 分～日没時刻	8 時 30 分～日没時刻																												
	(日没時刻が 19 時以降の場合は 19 時まで)																													
レクセセンター	—	8 時 30 分～19 時																												
3	要領 5—②	(電話予約可能)			(電話予約可能、ただし後日申請書を提出)			追記																						
4	要領 8—⑥	20時以降の大声			19時以降の大声			時刻変更																						
5	要領 12	—			この要領は、・・・			追記																						